

私たちは「市民が市民を支える社会」をめざします

「市民後見人の物語」その2

すべての障害者に市民後見人を！

—「親亡きあと」への対応—

心のやさしい市民後見人が
あなたを温かく見守ります



認定 NPO 法人東葛市民後見人の会

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

目 次

| | |
|---|-----|
| はじめに | － 2 |
| 第 1 部 成年後見制度と市民後見人 | |
| I 市民後見人登場の時代的な背景 | － 3 |
| II 東葛市民後見人の会のあゆみ | － 4 |
| III 組織体制の整備 | － 7 |
| IV 法人市民後見活動の特性 | － 9 |
| V 法人市民後見活動の 3 つの課題 | －11 |
| VI 障害者権利条約の批准と市民後見人への期待 | －13 |
| VII 地域社会が抱える課題と成年後見制度 | －16 |
| VIII 新たな課題への挑戦―「地域後見推進事業」構想 | －18 |
| IX 市民後見人からの 3 つの提言 | －20 |
| 第 2 部 市民後見人からの活動報告 | |
| 1 身寄りのない障害者を支える市民後見人 | －22 |
| 2 全盲の障害者に寄り添う市民後見人 | －26 |
| 3 重症心身障害児者の親の立場から ―特別支援学校の家族が思うこと・地域後見活動の取り組み― | －29 |
| 4 親族後見の継承問題を解決する共同後見 | －34 |
| 5 「親亡きあと」の障害者に対する親族との共同後見 | －35 |
| 6 社会的入院から特別養護老人ホームへ | －37 |
| 7 参考事例：障害者施設の全員に成年後見人がついたケース | －40 |
| おわりに | －42 |
| 参考資料 | |
| 1. 成年後見制度の利用促進と市民後見人の育成に関する関連法の抜粋 | －42 |
| 2. 精神障害者の入院の現状と社会的入院の問題 | －46 |
| 3. 地域後見推進事業のイメージ図 | －47 |
| 4. 共同後見の場合の役割分担に関する確認書 | －48 |

はじめに

日本社会は今、急速に進む高齢化、少子化、核家族化、高齢者の孤立化などの歴史的な大変動に直面し、誰もが日本の前途や自分の将来に強い不安を抱いております。長期停滞する経済、累増する膨大な公的債務、急激な人口減少社会への対応を誤れば、現在の医療、介護、年金などの社会保障システムを維持することは難しく、社会の健全な生命力すら涸らしかねません。

日本の転機は1990年のバブルの崩壊とベルリンの壁の崩壊に端を発します。これを機に、経済も人口も右肩上がりの時代は終わり、経済は定常状態、人口は減少時代（2060年に人口は88百万人に減少）に適合できるような社会構造への転換、創造と破壊を伴う新しい社会づくりが喫緊の課題となりました。

私たちの社会が、超高齢化、超少子化時代から急激な人口減少時代へと転じた今、高齢者が老後をのんびりと過ごせるバラ色の時代はもう終わったのです。これからは、
①家族や行政だけに頼れない時代→「市民が市民を支える」社会へ
②団塊の世代の社会貢献活動→「高齢者が高齢者を支える」「地域が地域を支える」社会へ
③高福祉・低負担社会→高福祉・高負担社会へ
④受益者負担の原則を受け入れる時代、自分の最期は自分で決める時代への発想の転換が必要です。

次は若い世代との関係です。就職氷河期以降の若者の約4割が非正規雇用と言われますが、若年層から高齢者への所得移転政策はもう限界でしょう。不公平感が一段と増幅されて世代間戦争を招きかねません。受益者負担の原則を無視した「高福祉・低負担政策」が過剰介護、過剰医療、過剰投薬を招き、国に膨大な借金を残し、将来世代に過重なツケを回しているのです。現在の介護・医療・年金制度を支えている現役世代に感謝し、子や孫の世代の負担軽減を優先する。そして自分の最後は自分で決める。人生永遠の書といわれる『檜山節考』の行間に込められた不思議な教えです。

突きつめて考えれば、私たち高齢者は高度成長時代の最大の受益者ということですが、安倍内閣が提唱する「1億総活躍社会」ではありませんが、私たちの活動も、これまでお世話になった社会に少しでも貢献できることは何か、と自問することから始まりました。この小冊子は、約5年間の障害者及びその家族を支える市民後見人の活動について記したのですが、小さな「**市民後見人の物語**」としてご高覧賜りますようお願い申し上げます。

平成28年1月

認定NPO法人東葛市民後見人の会
理事長 星野 征朗

第1部 成年後見制度と市民後見人

I 市民後見人登場の時代的な背景

超高齢化時代の象徴ともいえる認知症高齢者はすでに462万人と推計され、しかも予測を上回るペースで増え続けています。さらに知的障害者の55万人、精神障害者の320万人が「親亡きあと」という深刻な悩みを抱えています。

昭和47年に有吉佐和子が『恍惚の人』を発表し、家族介護の限界と介護の社会化を訴えてからすでに40数年が過ぎました。その甲斐あって、平成12年には介護保険制度と成年後見制度が車の両輪としてスタートし、介護保険制度の利用者はすでに600万人を超えました。一方、成年後見制度の利用者は20万人に過ぎませんが、地域社会では認知症高齢者が急増し、単独ないし高齢者世帯が10百万世帯を超え、多くの障害者が日常生活の支えを必要としているのです。

こうした社会情勢を背景として、成年後見制度の本格普及に向けた制度の見直し、公的支援、普及・啓発活動、担い手となる人材の育成が急務になりました。

平成21年春にはじまる東京大学市民後見人養成プロジェクトは、社会貢献意欲の高い元気シニアや介護などの経験のある主婦の能力を社会化し、「市民後見人」として活躍するための仕組み作りに真正面から取り組む画期的な試みです。これを契機に、市民後見人養成の意義と必要性が広く認識されるようになり、このプロジェクトの3千名を超える修了生による市民後見活動が全国各地で始まりました。

厚生労働省は平成23年度から「市民後見推進事業」をスタートさせ、成年後見制度の利用促進と市民後見人の育成にむけて老人福祉法第32条の2の新設、障害者基本法の抜本改正、精神保健福祉法の改正など高齢者や障害者に関する制度の見直しを矢継ぎ早に進めてきました。26年1月には障害者権利条約が批准されました。

地域社会では、判断力の低下した認知症高齢者や障害のある人の支えを、家族だけが担う仕組みから地域住民や医療・保健・介護を担うさまざまな関係者を含めて地域全体で支えていくという、歴史的な大転換が始まろうとしています。それを可能にする制度として成年後見制度があり、それを実現する担い手として市民後見人が存在するのです。今なぜ成年後見制度か、今なぜ市民後見人か。私たちは、時代がそれを求めていることを約5年に及ぶ実践活動を通して実感しています。

II. 東葛市民後見人の会のあゆみ

「学而時習之 不亦説乎」。学んだことを社会で実践する、世の中にこんな悦ばしいことがあるのか、と言った意味合いでしょうか。私たちは、東京大学で学んだことを社会で実践してみようと思ひ立ち、一念発起してこの活動を始めました。

1. 設立経緯

平成 22 年 7 月、千葉県東葛地区の東京大学市民後見人養成プロジェクトの修了生など 27 名が任意団体を設立し、23 年 2 月に N P O 法人になりました。現在、成年後見制度を通して「市民が市民を支える」社会をめざして、東葛 6 市にまたがる広域活動を展開しています。

＜千葉県北西部 東葛地区 6 市とは＞

- ①松戸市 柏市 我孫子市 流山市 野田市 鎌ヶ谷市 人口約 1 4 0 万人
- ② J R 常磐線とつくばエクスプレス線に囲まれた地域、いずれも千葉家裁松戸支部の管内
- ③柏市社協の法人後見がスタート、後見監督体制は少し先。
野田市社協の法人後見は平成 29 年 1 月開始予定。

2. 活動理念

私たちは、ボランティア精神と社会貢献という理念のもとに、元気シニアや主婦などによる主体的・自発的な市民後見活動を行います。

市民後見の原点は社会貢献活動であって、職業でも事業でも損得勘定でもありません。現役時代に培った専門的な知識や経験及び子育てや介護などの経験のある主婦の知恵を生かし、お世話になった社会に少しでも恩返しをしたいと願います。

3. 主な活動実績

(1) 成年後見制度の普及啓発活動に取り組んできました。

・ **講演会** 大きな講演会を開催し、毎回 300～400 名の熱心な参加者があります。

- | | | |
|---------------|----------------------|-------------------------------------|
| 22 年 10 月 | 「講談で学ぶ成年後見制度」 | 神田織音師匠ほか |
| 23 年 11 月 | 「自分らしく生きるために」 | 堀田力さわやか福祉財団理事長 |
| 25 年 11 月 | 「終末期医療の課題と在り方」 | 藤原秀臣土浦協同病院名誉院長 |
| 26 年 5 月 | 「市民が支え合うやさしいまち」 | 堀田力さわやか福祉財団理事長 |
| 26 年 11 月 | 「自分らしく生きる」 | 新井誠日本成年後見法学会理事長 斎藤修一品川成年後見センター所長 |
| 27 年 11 月 | 「超高齢化時代における地域社会の在り方」 | 牧野 篤東京大学大学院教授 |
| 28 年 11 月(予定) | テーマ未定 | 山口 繁元最高裁長官 |

- ・講習会 毎年 30～40 回以上の講習会、学習会などを東葛 6 市で開催しています。

(2) 担い手となる市民後見人の養成に注力してきました。

- ・市民後見人養成講座を 12 回開催しました（我孫子市 6 回、流山市 3 回、松戸市 3 回、受講生合計約 560 名、26 時間コースの基礎講座）
- ・フォロー・アップ研修に取り組んでいます。
レベルアップ講習会 30 時間 25 年度 42 名、26 年度 53 名、27 年度 43 名受講
スキルアップ研修会 会員向け OJT 教育、20 時間、毎回 20 名以上が参加

(3) 障害者の権利擁護事業に取り組んでいます（独立行政法人福祉医療機構助成事業）。

①26 年度から月報「新しいふれあい社会」の発行 毎月約 3,000 部発行

行政窓口、小中学校先生、社協、民生委員、市民活動団体、障害者団体などに配布。

②26 年度「心の相談室」我孫子新木行政センター 相談件数 18 件

深刻な心の悩みを抱える障害者やその家族のための相談室、自殺願望、長期のひきこもり、子育て不安、登校拒否など難易度の高い相談にも対応しました（担当は精神保健福祉士、臨床心理士の榎場主任相談員）。

③27 年度「こころの電話相談室」開設 27 年 4 月～28 年 1 月の相談件数 92 件

「新しいふれあい社会」の発行から 1 年 10 カ月が過ぎました。「こころの電話相談室」の開設からは 10 カ月、この間に寄せられた相談・感想は延べ 102 件を数えます。筆者と読者、相談員と相談者との間には、新しいふれあい社会に相応しい心の交流が芽生えています。

背景には、「新しいふれあい社会」に対する共感や共鳴、公的機関などとは一味違った市民目線の相談に対する期待や信頼があるのでしょうか。どこにも、誰にも相談できないような深刻な悩みを抱える家庭が少なくありません。誰かに聞いてもらいたい、話すことで心が癒される、との切実な心情を訴えるケースもありました。私たちが掲げる「市民が市民を支える社会」に向かって、一步前進できたことを実感します。

(4) 成年後見制度に関する無料相談、法人後見受任などの実践活動に取り組んでいます。

法人市民後見活動の推移

| | ←実績 計画→ | | | | | |
|----------|---------|------|------|------|------|------|
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 会員数 名 | | 138 | 148 | 151 | 180 | 200 |
| うち正会員 | | 77 | 83 | 82 | 80 | 80 |
| 講演会 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 4 |
| 講習会 | 5 | 16 | 21 | 21 | 25 | 25 |
| 養成講座等 | 1 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| レベルアップ研修 | | 4 | 10 | 11 | 10 | 10 |

| | | | | | | |
|-----------|----|----|----|----|----|----|
| スキルアップ研修※ | | | | 1 | 12 | 12 |
| 相談件数 | 14 | 32 | 23 | 49 | 50 | 50 |
| 法定後見受任 | 3 | 2 | 2 | 3 | 10 | 12 |
| 任意後見契約 | | | | 1 | 3 | 3 |
| 継続的見守り契約 | | | | 2 | 3 | 3 |

※対象は当会会員の後見事務担当・相談員登録者、OJT教育

事業収支の推移

(単位：千円)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度期初計画 |
|---------|-------|-------|-------|----------|
| 収入計 | 1,942 | 4,525 | 7,084 | 7,147 |
| 会費収入 | 401 | 633 | 664 | 700 |
| 寄付金 | 46 | 660 | 279 | 300 |
| 事業収入 | 511 | 810 | 778 | 785 |
| 後見報酬 | 30 | 604 | 1,279 | 1,000 |
| 補助金・助成金 | 681 | 1,570 | 2,498 | 2,660 |
| 前期繰越金他 | 273 | 248 | 1,586 | 1,702 |
| 支出計 | 1,700 | 3,023 | 5,382 | 6,043 |
| 事業支出 | 1,376 | 2,237 | 4,206 | 4,163 |
| 後見謝金など | 12 | 300 | 830 | 1,280 |
| 一般経費 | 312 | 486 | 346 | 600 |
| 差引収支 | 242 | 1,502 | 1,702 | 1,104 |

Ⅲ 組織体制の整備

1. 会員の増強

27/3 現在 151 名（うち正会員 82 名、賛助会員 69 名。うち東大受講生約 30 名）
正会員一入会金 1 千円、年会費 5 千円、 賛助会員一年会費 3 千円

2. 専門的なバックアップ体制の整備

司法書士法人あすかフロンティア事務所との顧問契約締結（23/11）
弁護士法人岡林法律事務所との顧問契約締結（26/6）

3. 業務委員会の設置（毎月開催、専門職の外部委員）と受任事案の検討

法人後見受任のための運用基準の制定 →専門職のアドバイス、
コンプライアンス、倫理規程、守秘義務の徹底など

4. 情報公開体制

ホームページの構築 会報（四半期報）リーフレット・パンフレットなどの発行、
活動内容の開示と透明性の確保

5. 本部組織の機能強化と活動拠点となる支部活動の強化

①規程集の制定

27 年 1 月

定款 会員規程 組織運営規程（理念、会議、理事会、倫理規定等）
組織図 事務分掌規程 業務委員会規程 業務規程（相談業務規程、
後見業務規程）任意後見業務規程 財産管理規程 業務監査規程
個人情報保護規程 個人情報保護方針

②問題提起型の小冊子・情報誌の発行（26 年度～27 年度）

26 年度

| | |
|------------------------|---------|
| 「成年後見制度と市民後見活動」 | 3,000 部 |
| 「精神保健法の改正と成年後見制度」 | 3,000 部 |
| 「任意後見のすすめ」－利用促進と濫用防止－ | 3,000 部 |
| 「成年後見制度における信託契約の活用」 | 1,000 部 |
| 「法人市民後見活動と倫理」 | 2,000 部 |
| 「遺言と相続」 | 1,000 部 |
| 「老後をより良く安心して過ごすためのノート」 | 1,000 部 |

27年度(28年1、2月発行予定)

| | |
|------------------------|--------|
| 「地域後見推進事業」構想—成果と今後の展望— | 3,000部 |
| 「すべての障害者に市民後見人を！」 | 3,000部 |
| 「こころの電話相談室」の活動報告 | 5,000部 |
| 東葛「老後の安心プラン」 | 5,000部 |

③会員ハンドブックの作成 28年1月に会員向けに発行しました。

6. 行政・社協など公的機関との連携強化と補助金・助成金など活動資金の獲得

私たちの活動は、公的機関や公益財団などの補助金・助成金で支えられています。

各市に対する協働事業の提案、市長申立事案の受任、市民活動助成金の申し込みなどを積極的に進めてきました。

23年度 千葉県 351千円

24年度 松戸市 100千円 流山市 301千円 我孫子市 300千円

損保ジャパンNPO基盤強化資金助成 1,000千円

25年度 我孫子市 300千円 流山市 300千円

26年度 我孫子市 300千円 流山市 300千円 松戸市 100千円

福祉医療機構(WAM)社会福祉振興助成事業 1,875千円

流山市社協の相談事業業務受託

27年度 我孫子市 300千円 柏市 200千円

WAM社会福祉振興助成事業 2,302千円

野田市社協主催市民後見人養成講座の業務受託 300千円

28年度(予定)

我孫子市 300千円 松戸市 300千円 柏市 400 WAM 2,000~3,000千円

野田市社協フォローアップ研修の業務受託など

IV 法人市民後見活動の特性

1. 法人市民後見の3つの壁

5年前に法人市民後見活動を開始した際、行政など公的機関の信頼、家裁の信頼、地域の信頼という3つの壁が予想されました。このうち、第1の行政の壁については、26年3月に認定NPO法人を取得したことでほぼ乗り越えることができました。

第2の地域の壁についても、当会の活動の広がりとともに知名度が格段に向上し、最近では身寄りのない高齢者や「親亡きあと」の障害者及びその家族を中心に、当会に対する信頼と強い期待が寄せられるようになってきました。

最後は家裁の壁です。当会の後見事務処理はすべて「規程集」に基づき正しく行われており、事務遂行能力そのものには全く問題がありません。しかし、一般的に家裁の市民後見に対する評価は慎重であり、当会に対する評価も例外ではありません。家裁の安全第一主義もあって、現状では共同受任（事務分掌）ないし成年後見監督人が選任されるケースが多く、後述するように、家裁の市民後見人に対する評価は決して甘くありません。今後とも家裁の信頼を得られるような堅実な後見活動を続けていくことが肝要です。なお、すでに10件以上の受任実績があることを踏まえて、親族の強い支持があれば、家裁の厚い壁を乗り越えられるという事例をいくつも経験してきました。

2. 法人市民後見の優位性

法人後見の優位性として次の5つが挙げられます。

- ①地域社会で共に暮らす市民後見人が受任することで、本人及び家族との信頼関係を築きやすく、本人の考え方や生活環境などを市民後見活動に反映させることができます。
- ②住み慣れた自宅で最期までと希望するお年寄りが増えています。職業後見人に比べて、本人の生活の質の向上などの身上監護面に一層配慮することができます。特に、障害者の支援は財産管理よりもむしろ身上監護が重視されるべきでしょう。
- ③一般に、障害者の法人後見人に就任すると、本人とは死後事務までの長期間のつながりになります。個人の場合は死亡や病気で中断するおそれがありますが、法人の場合は担当者の交替のみで職務を継続できます。
- ④法人で受任するので内部の相互監視体制が働きます。個人で受任する場合に比べて不正の発生が起こる可能性が特段に低いと言えます。
- ⑤現役時代に培った専門的な知識・技能や経験を有する元気シニアや介護経験などのある主婦などが生み出すシナジー効果こそ、法人市民後見の最大の強みといえます。高い社会貢献意欲と倫理観を備えた市民後見人が担い手になることで、職業後見人とは違った市民感覚での支援活動を提供できます。

3. 身上監護と財産管理

後述するように、これまで日本の成年後見制度は後見中心、代理行為中心、財産管理センターという3つの基本姿勢のもとで運営されてきました。しかしながら、障害者権利条約の批准を機に、障害者などの権利擁護と虐待防止、差別禁止、本人意思や自己決定権の尊重などの観点から、身上監護重視の姿勢が強く求められるようになり、この面からも市民後見に対する期待が高まってきました。

4. 法人後見の醍醐味

自主的な法人市民後見活動に専門的なバックアップ体制が加わることで、高いモチベーション、知的好奇心、社会貢献の達成感・充足感が満たされます。特に、現役時代の多彩で専門的な知識と技能、豊富な経験、主婦の知恵が生み出すシナジー効果こそが最大のメリットであり、法人だけにできることです。また、実践活動は貴重な教材の宝庫と言えますが、係争案件以外は概ね対応可能です。

<法人市民後見活動を支える多彩な人材>

主任介護支援専門員 認知症ケア専門士 精神保健福祉士 社会福祉士 臨床心理士 介護福祉士
精神科病院勤務者（精神科・臨床 心理担当） 産業カウンセラー 民生委員 税理士 社会保険労務士 行政書士 宅建取引士 マンション管理士 ファイナンシャルプランナー 元養護学校教師 銀行OB 投資顧問会社OB 保険代理店経営者 国家公務員OB（内閣府・財務省・法務省など） 電気メーカー技術者OB 建設会社OB 財務経理のプロ 元家庭裁判所調査官 警察OB 地方公務員OB 大学名誉教授 元介護福祉施設経営者 子育てや介護などの経験のある主婦 障害者の家族 +専門的なバックアップ体制（司法書士・弁護士） etc.

<法人後見は貴重な教材の宝庫—これまで経験した主な事例>

- ①医療 誤嚥性肺炎 終末期医療 延命治療 胃ろう IVH 医療同意
- ②死後事務 葬儀の執行 火葬から納骨まで
- ③交通事故補償交渉
- ④地主との借地権をめぐる交渉
- ⑤有料老人ホーム入所の際の任意後見契約と高額な後見報酬 入所時の身元保証
- ⑥任意後見契約と委任契約
- ⑦遺言公正証書と相続問題
- ⑦生活保護制度とその実態
- ⑧介護施設の特徴と問題点の把握
- ⑨遺産分割協議と相続財産の処分
- ⑩障害者の経済的虐待事件の解決
- ⑪悪徳商法からの多額の財産の回収
- ⑫社会的入院から地域への移行
- ⑬重度の知的・精神障害者、全盲の高齢者などの後見活動
- ⑭後見6法の勉強 etc.

V 法人市民後見活動の3つの課題

1. 法人としての存続性

①法人としての経営基盤、財務基盤の確立をめざします。

会費と後見報酬だけでは法人としての存続はできません。堅実な活動を通じて、寄付、補助金・助成金などが獲得できる団体に成長することに尽きます。手弁当や精神的モチベーションだけでは限界があります。

②認定NPO法人（公益性の高い団体）を取得しました。

活動開始後3年目となる平成26年3月3日に、認定NPO（千葉県より）を取得しました。これまでの幅広い公益的な活動が評価された結果であり、税制面の優遇が受けられるようになりました。（26/3 現在、千葉県内NPO法人数1,924社、うち認定12社）。

2. 法人としての倫理

①組織としての倫理観、コンプライアンスを確立します。

親族や弁護士などの後見人による不正事故が後を絶たない中で、自己責任の原則と事故を未然に防止する仕組みづくりが不可欠です。市民後見には外部のお目付け機関が存在しませんので、内部管理体制がより一層強く求められます。

②後見ビジネスとは決別します。

市民後見の原点は社会貢献活動であって、職業でも事業でも損得勘定でもありません。しかし、「社会福祉」や「社会貢献」という美名に隠れて、「衣の下の鎧」を見透かされるような問題行為をすれば、すべてが終わります。

任意後見は慎重に、濫用を疑われるような財産管理委任契約や遺言書作成支援なども慎重に対応、身寄りのない高齢者からの遺贈狙いの後見ビジネスはやらない、悪魔の誘いを払拭し、悪しき動機の代理人にはならない、などの方針を徹底しています。

③このほか、専門職外部委員が参加する業務委員会の機能強化、情報開示体制と透明性の確保⇔個人情報の保護に注意、財産管理の強化と徹底（銀行貸金庫に保管）、業務監査室による内部監査機能の強化、受任件数の増加にともなう報告書のチェック体制や後見事務のサポート体制の充実に努めます。

3. 担い手となる市民後見人の育成

高い社会貢献意欲と倫理感を備えた良質な担い手の育成こそ、当会の最大の使命であると言っても過言ではありません。今後ともレベルアップ研修及びスキルアップ研修などフォロー研修に全力を挙げて取り組んでまいります。特に実践活動に不可欠なOJT教

育と事例研究の指導を充実させてまいります。

〈参考 市民後見人の3つのスキーム〉

①協力員・補助員型市民後見人

弁護士など専門職のもとで協力員・補助員として活動するスキーム

行政や家裁の信頼を得やすい反面、協力員の立場は従属的になります。1人の専門職が20人もの後見人になるケースもあり、本人との面談機会が少なく、「顔の見えない後見」の弊害が指摘されています。

②社協型市民後見人

ア 社協の法人後見のもとで後見事務担当者として活動するスキーム

イ 社協の後見監督のもとで（法人）市民後見人として活動するスキーム

品川区社協方式（社会貢献型市民後見人、後見監督報酬なし）

③主体的市民後見人

専門的なバックアップ体制のもとで市民が主体的に活動するスキーム

品川区社協のように無報酬で後見監督人になる仕組みが当地にも確立されていれば問題ないのですが、残念ながら東葛地域社協にはまだそのような支援体制は整備されていません。従って、家裁の信頼を得るまでは試練の連続で、専門職との共同受任→専門職の後見監督人→単独受任（後見監督人なし）などの段階を踏みながら前進しています。

VI 障害者権利条約の批准と市民後見人への期待

1、障害者権利条約

平成 26 年 1 月に障害者基本条約が批准されました。この条約は、

- ① 障害を理由とする差別の禁止（第 5 条）
- ② 障害者は他者と同等の権利を有する（第 12 条 1 項）
- ③ 障害者は他の者との平等な法的能力を有し（第 12 条 2 項）、条約国は障害者が法的能力を行使するために必要な支援を講ずる義務を有する（第 12 条 3 項）、ことなどを核心的な要点とするもので、日本の障害者政策に大きな変革を促す契機となりました。

この条約の批准が与えた影響は、

第 1 に、歴史的に保護の対象者とされてきた障害者に対する伝統的な考え方の変更を迫ることになり、障害者福祉が社会政策的・医療政策的見地ではなく、人権の見地から位置づけられることになりました。

第 2 に、障害者の自己決定権の尊重という考え方が一段と重視されるようになり、日本の成年後見制度の在り方にも抜本的な改善を迫ることになりました。

2. 日本の成年後見制度の特異性

(1) 成年後見制度の運用実態

〈平成 12～26 年概況〉

- ① 平成 26 年 12 月末現在の利用者数 184,690 人
法定後見 149,021 人 保佐 25,189 人 補助 8,361 人
任意後見 2,119 人
- ② 平成 12～24 年の 13 年間の法定後見開始の審判の認容件数 255,595 件
後見 219,860 件 (86.0%) 保佐 25,377 件 補助 10,358 件
任意後見契約締結の登記件数 67,076 件
任意後見監督人の選任件数 3,488 件 (5.2%)

(2) 分析結果

先進国は人口の 1% (近時 2%) の利用が普通です (独 3%)。一方、日本の場合は、以下のような特異性が指摘されています。

- ① 成年後見制度の利用そのものが低調
- ② 後見類型の偏重
- ③ 補助類型の低迷
- ④ 任意後見の不振 (任意後見監督人選任も低調)

(3) 不振の主な理由

- ①1898 年以來の禁治産・準禁治産制度が廃止され、成年後見制度の導入後も、生活支援の制度ではなく財産保護の制度として運用されてきたこと
- ②後見業務等の担い手として、親族や本来的に身上監護面よりも代理・代行業務が専門の弁護士や司法書士等の第 3 者後見人が中心を占めてきたこと
- ③成年後見制度に対する国民的理解の不足、周知・普及活動の遅れがあること
- ④成年後見制度は民法に基礎を置くため、関連規定が分散されており、一般には分かりづらい面があること →特別法「成年後見制度利用促進法」の早期制定が望まれます。

3. 成年後見制度はいったい誰のためにあるのか

日本の成年後見制度は 2 つの理由から大きな曲がり角を迎えています。

第 1 に、認知症高齢者の財産を守るための後見制度において、親族後見人ばかりでなく、弁護士、司法書士など専門職と言われる職業後見人による不正事故や横領事件が多発していることです。親族による事故が件数、金額とも大きいのですが、この両事件を同列において問題視するわけにはいきません。高い職業倫理を求められる法律専門職の後見人が、判断力の低下した認知症高齢者や障害者などの財産を横領するという事件は許しがたい行為であって、市民感情からも看過できません（※①）。

第 2 に、家裁の不正事故防止に対する姿勢が一段と厳しくなってきたことです。本人の金融財産が 5 百万円以上の場合、後見監督人を選任する、あるいは後見制度支援信託の利用を勧奨する方針が強く打ち出され（実際の指導は条件に近い）、それに起因する副作用を及ぼしていることです。すでに一部には後見制度の使い勝手が悪いという風評が流布され始めており、申立件数の減少と親族後見の利用率の極端な低下を招いています（※②）。

家裁の選任責任や監督責任を脇に置いたまま、子が親の、弟・妹が兄・姉の後見人なるという、社会の健全な家族関係に水を差すような現象を招いていることに強い危機感を覚えます。制度発足以来、親族後見人の教育・指導・支援を怠ってきたツケが回ってきたのです。結果的に、親族による不正事故を防止するための対症療法的なモグラたたき政策に終始する家裁の方針には大いに疑問があると思います。

判断力の低下した認知症高齢者や障害者の後見人を選任するという、極めて行政処分的な処置を家庭裁判所が現在の体制のままで続けることに限界がきているのではないかと申し上げては言い過ぎでしょうか。関係者からの非難を覚悟の上であえて申し上げれば、平成 12 年に成年後見制度という新制度が発足した際、民法の一部改正で済ませてしまった判断の甘さに問題があったのでしょうか（※③）。

※① 最近4年間の不正事故・横領金額は約200億円、26年度の専門職による横領事件は全体の約1割に達します。この問題を理解するためには、平成18年に福島地裁で争われた「後見人への親族相盗例適用の可否をめぐる事件」の際の新井一宗像論争が参考になります。一方は後見人は親族である前に後見人であるべきとする新井説。他方は親族後見人による窃盗などは少なくない、親族後見人は家族的助け合いの中で機能している、とする宗像説。親族後見人の解任事件が多いという現状は遺憾なことです。その背景には教育指導や支援体制の遅れという理由ばかりでなく、「親族後見人は後見人である以前に強い絆で結ばれた親族であり、相続人の一人でもある」という厳然とした事実があるのでしょうか。勿論、横領などの悪質なケースは論外ですが。

※② 平成22年：親族59%、第3者41% → 平成26年：親族35%、第3者65%と逆転。

※③ 日本より8年前にスタートしたドイツの場合は360万人が利用しています。その要因は、「新しい酒は新しい革袋に盛れ」の格言に従い、新しく「ドイツ成年者世話法」を制定し、新しい仕組みのもとでスタートしたこと、後見報酬の公的支援が採用されたことが挙げられます（ドイツ・ゲッチンゲン大学フォルカー・リップ教授）。なお、ドイツでは、後見人等の選任に当たり、裁判官が必ず本人に直接面接した上で手続きを進めている点も特記すべきでしょう。日本の場合では、裁判官は本人ばかりでなく、原則として後見人にも面接することなく選任しています。

4. 望ましい成年後見制度と期待される市民後見人

障害者権利条約の批准を契機として、障害者の施設・病院からの地域移行、要支援の高齢者に対する生活支援サービスの自治体移管など、自治体と地域の一体的な工夫や力量が問われる時代になりました。同時に、「自己決定権の尊重」「権利の擁護」「ノーマライゼーション」などの高邁な理念を掲げ、16年前にスタートした成年後見制度の在り方も、本質的な転換が迫られることになりました。

成年後見制度はどう変わるべきなのでしょう。

第1に、財産管理中心から身上監護重視の制度へ

第2に、後見偏重から補助・保佐類型を活用する制度へ

第3に、代理・代行意思決定（substituted decision-making）から支援付意思決定（supported decision-making）中心の制度へ と転換することです。

第4に、制度の理念を最も体現する任意後見制度を一段と拡充することです。

このことは、今さらながら成年後見制度の発足当時の原点に回帰することを意味します。

それを可能にする人材こそ、高い社会貢献意欲と倫理感を備えた元気シニアや介護などの経験のある主婦であり、現役時代に培った専門的な知識と経験、後見実務に必要な法律・医療・介護などの一定の知識を備えた市民後見人なのです。

すでに述べたように、地域社会では新しい地域支え合いの仕組みづくりに向けた取り組みが始まっています。認知症高齢者や障害のある人の支えを、家族だけが担う仕組みから地域住民や医療・保健・介護を担うさまざまな関係者を含めて地域全体で支えていくという、歴史的な大転換が始まろうとしているのです。それを可能にする制度として成年後見制度があり、それを実現する担い手として市民後見人が存在するのです。時代が良質な市民後見人を求めているのです。

Ⅶ 地域社会が抱える課題と成年後見制度

超少子・高齢化時代、人口減少時代への急激な移行は地域社会にさまざまな課題を投げかけており、行政を含めた地域社会の工夫や力量が問われる時代を迎えています。

私たち市民後見人も、以下のような地域社会が抱える課題を解決するため、行政や多くの地域資源とも連携しながら、成年後見制度の普及・啓発活動、後見受任業務、制度の利用や心の悩みに関する相談業務、継続的見守りから死後事務までの「老後の安心プラン」などに取り組んでいきたいと考えています。

1. 高齢者の徘徊死・行方不明者の増加、孤立死・孤独死の増加

人間の生き方、家族の在り方にも拘わる問題だけに慎重な対応が求められます。親族との係わりの薄い認知症高齢者や生活保護者などに対しても、普通の市民目線で対応しています。

2. 高齢者や障害者に対する虐待—経済的、身体的、性的虐待、ネグレクト

家族による虐待や入所施設・病院などでの虐待が頻発しています。市民後見人が、身寄りのない高齢者や「親亡きあと」の障害者の支援者としてかかわることで、施設や病院関係者に刺激を与え、虐待の未然防止面にもつながります。

3. 「親亡きあと」の障害者問題 … 親族後見の継承問題

この問題は深刻です。親が存命なうちは問題ありませんが、兄弟姉妹、さらに甥姪の世代になると多くを期待できないというのが現実です。精神障害者の場合は、永年の服薬による後遺症もあって、認知症の発症が早いとも言われますので、いずれ認知症対応型施設への移転問題や契約行為が必要になります。

4. 悪徳商法の横行と消費者被害

一人住まいの認知症高齢者や単独・老々高齢者世帯が急増する中、今後とも悪徳商法に因る被害が増加の一途をたどるでしょう。この面でも市民後見による継続的な見守り活動が有効です。

5. 障害者の社会的入院から地域移行

精神科病院に長期在院、社会的入院の状態にある精神障害者の退院促進が言われます。医療費削減、病院側の経営効率などの理由もあるでしょうが、人権の視点こそ強調されるべきでしょう。精神障害による入院者で、20年以上の長期在院者の大半が社会的入院と目されており、しかも退院の見込みもないまま、社会生活への移行を阻まれているからです。

6. 一人住まい高齢者の支援 … 医療・介護の支援や契約をするものがない。

私たちの東葛「老後の安心サービス」を利用すれば、継続的な見守りから死後事務までを含めた総合的な支援が可能になります。

パンフレット：東葛「老後の安心プラン」をご利用ください。

7. ひきこもり、若年層の貧困

40代前半以降の若者の多くが非正規雇用、若年層の貧困化と生活保護の急増、就職氷河期世代が生活保護対象者に転落の懸念（生活保護費4兆円弱→20兆円と試算）。

8. 要支援1.2の自治体移管による高齢者問題への波及

VIII 新たな課題への挑戦—「地域後見推進事業」構想

振り返りますと、約5年前の法人設立以来、私たちは主体的な法人市民後見活動を標榜して、航路のない大海原を、海図もなく、羅針盤もない状態で、ひたすら手探りの大航海を続けてまいりました。まるで4元、5元の連立方程式を解くかのように高いハードルを乗り越え、幾多の障害物競走に挑んできたのです。おかげさまで26年3月には、それまでの公益的な活動が高く評価されて、千葉県から認定NPO法人の資格を取得することができました。

私たちは今、市民後見の進むべき道をはっきりと視界に捉えることができました。実践活動面でも確かな手ごたえを実感します。このため、27年度は創業の時代から飛躍の時代へと駒を進める転換点となりました。

成年後見制度が、新しい地域支え合いの仕組みとして明確に位置づけられ、それらを担う市民後見人に対する期待が一段と高まる中で、行政・社協・福祉団体・家族会・病院などの地域資源との連携に向けた「地域後見推進事業」という新たな高い目標に挑戦してまいります。まだまだ未熟な団体ではありますが、地域に暮らす多くの市民から支持され、名実ともに社会に貢献する公益的な活動団体として認められるよう着実に前進してまいります。そして、28年度にはこれをさらに一歩進めて、政策的な課題「すべての障害者に市民後見人を!」「障害者の後見報酬に公的支援を!」を提言し、実践してまいります。

1. 地域後見推進事業

27年度から地域社会が抱える高齢者や障害者の具体的な被後見ニーズに対応するため、6市行政・社協や認知症・障害者支援団体や精神科病院などの地域資源との有機的な連携を強め、「地域後見推進事業」という新たな次元の目標に挑戦しています。

この事業は、独立行政法人福祉医療機構の助成（27年度地域連携活動支援事業）として実施するものです。全体のスキームは別紙イメージ図（参考資料3）のとおりですが、主な事業は次の3つで構成されます。

(1) 市民後見人育成事業

社会貢献型の良質な担い手を3段階で教育します。

- | | |
|------------|----------------------|
| ①市民後見人養成講座 | 第1ステージ（一般向け） |
| ②レベルアップ研修 | 第2ステージ（第1ステージ修了者向け） |
| ③スキルアップ研修 | 第3ステージ（後見事務担当者OJT研修） |

(2) 地域連携事業

地域資源との有機的な結合に向けた連携を推進します。

- ①東葛6市、6市社会福祉協議会との地域連携の推進
共催・後援事業、市長申立事案、市民後見人養成講座の業務委託、相談業務委託など
- ②障害者施設・支援団体・家族会との地域連携と「親亡きあと」への対応
 - ア 認定NPO法人 自立サポートネット流山と連携
 - イ 社会福祉法人 いちの会・家族会（野田市）との勉強会など
 - ウ 社会福祉法人 よつば・家族会（柏市）との勉強会など
 - エ 社会福祉法人 身障者ポニーの会（取手市）との勉強会など
 - オ 野田市・我孫子市特別支援学校との勉強会など
- ③高齢者施設・支援団体との地域連携の推進
 - ア NPO法人流山助け合いネットとの連携
 - イ いらはら診療所グループ（松戸市）との勉強会など
- ④地域の精神科病院（江戸川病院、秋元病院、手賀沼病院、初石病院など）との連携
 - ア 長期入院療養中の障害者の被後見ニーズに対応
 - イ 社会的入院から地域移行の障害者支援、継続的見守り・被後見ニーズに対応
- ⑤障害者の親族後見の継承問題に対応（共同後見など）

(3) 任意後見推進事業

身寄りのない高齢者や子供のいない高齢者の老後の不安を解消するための事業です。

- ①身寄りのない高齢者や単独・老々高齢者世帯への東葛「老後の安心プラン」の推進
継続的見守り—任意後見—「いざという時」の意思表示—死後事務委任契約まで
- ②有料老人ホーム入所時の身元引受・保証問題の相談
- ③参考パンフレット
「任意後見のすすめ」—利用の促進と濫用防止について—
東葛「老後の安心サービス」

IX 市民後見人からの3つの提言

- 提言1 認定市民後見人制度の創設
- 提言2 すべての障害者に市民後見人を！
- 提言3 障害者の後見報酬に公的支援を！

28年度は「地域後見推進事業」構想、特に地域連携事業を重点的に推進する方針です。特に、障害者の「親亡きあと」の問題に取り組むため、3つの政策的な施策として「**市民後見人に公的位置づけを！**」「**すべての障害者に市民後見人を！**」(※1)「**障害者の後見報酬に公的支援を！**」(※2)を提言するとともに、その実現に向けて積極的に挑戦してまいります。

具体的な活動内容は以下の4つです。

- ①障害者がその人らしい生活を送るための手助けをします。
- ②家族だけが背負ってきた障害者の支援を、社会で負担する政策を後押しします。
- ③「親亡きあと」の深刻な悩みを解消し、親族後見の継承問題にも適切に対応します。
- ④障害者の後見報酬に対する公的支援制度の政策提言を進めていきます。

1. 認定市民後見人制度の創設

「親亡きあと」の問題に取り組むためには、社会貢献意欲型の良質な市民後見人を多数養成することが不可欠です。ここで言う良質な市民後見人とは、法律行為のできる第2民生委員的な存在であり、そのためには東京大学市民後見人養成講座など定められたカリキュラムを修了し、地域社会が抱えるさまざまな課題に行政や社会福協議会などと協力して取り組むことのできる人材のことをいいます。

これらの高い社会貢献意欲と倫理感を備えた市民後見人を**認定市民後見人**と位置づけ、市町村長→都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する形態が望ましいと考えます。市民後見人には外部の監督機関が存在しません。各市社会福祉協議会の取り組みが必ずしも十分でない現状から、信頼できる市民やNPOなどの活動に対して公的性格を付与することで職務に対するモチベーションを高める効果も十分に期待されます。厚生労働省の成年後見制度の利用促進に向けて、高齢者の社会参加を促すための施策としても効果的であると思います。

2. すべての障害者に市民後見人を！

多くの障害者は、幼いころから家族、施設関係者、同じ障害を持つ同僚などとの狭い社会の中で、まるで隠れるように育ってきました。普通の市民が後見人として支援活動に参加することで人間的な喜怒哀楽の感情を取り戻し、本人の生きがいにもつながっていくはずですが。特に、「親亡きあと」の障害者、親族から係わりを拒否された障害者にとっては、自分を支

えてくれる人が身近に存在することがどれほど心強く、人間性を回復するきっかけとなることでしょうか。

就業の機会にも恵まれなかった「すべての障害者に市民後見人を、後見報酬を公的支援で」という運動をこの千葉県東葛地域から広げてまいります。家族だけが背負ってきた障害者の支援に市民後見人が参加する、そのための体制を整備することは、「社会で負担すべきコスト」= セーフティネットと捉えるべきでしょう。これこそ障害者権利条約の唱える理念に最も相応しい施策といえます。

※1 ここで言う障害者とは、判断力の低下した知的・精神障害者を主な対象とするものです。障害の程度に応じて後見・保佐・補助の3類型からなる法定後見での対応が中心となります。一方、判断力に問題のない身体障害者については、本人とも相談しながら東葛「老後の安心プラン」など任意後見契約での支援が相応しいでしょう。

3. 障害者の後見報酬に公的支援を!

厳しい財政事業を勘案すれば、成年後見制度を利用する全ての対象者の後見報酬を公的支援で賄うことは非現実的ですが、障害者権利条約の批准を契機として、障害者に対する権利擁護事業を一段と拡充し、あわせて成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成を強力に推し進めるという観点から、「障害者の後見報酬に公的支援を!」という政策目標の実現をめざしたいと思います。

後見報酬は家庭裁判所が本人の財産の多寡を勘案して決定します。一定の報酬基準があるようで、月5、6万円から2万円程度までが一般的です。一方、市民後見の場合はボランティアな報酬として、月1万5千円前後（年間20万円程度）が妥当です。市民後見は無報酬であるべきだという厳しい見方も一部にありますが、私たちはこの考えに賛成しません。別に大口の寄付なり公的助成がなければ、後見業務そのものが続けられないからです。

※2 後見報酬を年間20万円とした場合の公的支援金額（年間）
障害者年金に加算して支給しますが、本人の資産の多寡で制限を設けることもあります。

| | |
|------------|--|
| 10年後20万人利用 | $20 \text{万人} \times 20 \text{万円} = 400 \text{億円}$ |
| 20年後50万人利用 | $50 \text{万人} \times 20 \text{万円} = 1,000 \text{億円}$ |

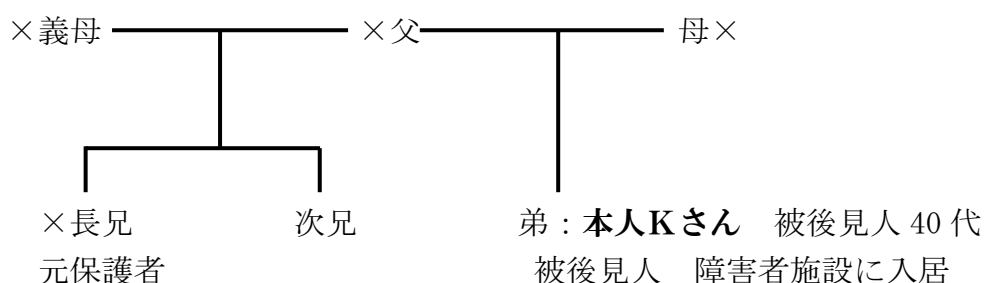
第2部 市民後見人からの活動報告

(注) 個人情報保護のため、内容の一部を変更しました。

1. 身寄りのない障害者を支える市民後見人

〈事例内容〉

重度の知的・身体障害を持つ40代前半の男性 N市長申立事案、障害者施設に入所。約10年前に保護者の長兄が亡くなり、その後は施設を訪れる親族もなく、孤独な人生を送っていたが、3年前に施設からN市に働きかけて後見人の選任申立てを行なった。現在、当会の後見事務担当者が毎月2回、定期的に本人を訪問している。



〈後見人就任直後の動き〉

- ①成年後見人に就任直後、施設から「障害福祉年金の預金通帳が行方不明になっている。金融機関に照会しても個人情報の保護、守秘義務を楯に埒が明かないので調べてほしい」との引継ぎを受けた。
- ②約10年前に保護者の長兄死亡、次兄は本人とのかかわりを拒否したため、その後は親族との連絡が取れない状態が続いている。
- ③金融機関で調査した結果、次兄による本人預金約3百万円の横領事件が判明し、千葉県虐待防止センターへの届け出などを経て、無事に全額回収した。

担当者報告1

平成27年2月 野田支部 T.K子

現在、N市内某施設に入所されている知的障がい(重度)・精神障がいのある40代の男性の方を担当して1年9ヵ月になります。我々の後見活動について少しお話をさせていただきます。

この案件につきましては、N市長申立てということもあり、後見事務担当は担当理事と野田支部の私ほか1名の計3名で行っております。個人情報保護ということがありますので、詳

細をお話できないことがありますので、仮にお名前をKさんと呼ばさせていただきます。
Kさんは、既にご両親は他界され、施設入所して15年になります。親族からは関わりを拒否されておられます。

受任活動は25年5月から開始しました。基本的には月2回、2名以上で訪問し、施設のお祭りや家族会・研修会にも参加しています。そうすることで施設状況(今どのような問題が起きているか、どのように保護者会が対応しているか)や地域(施設周辺や関連施設との交流)が見えてきて、より適切な判断を行い易くなるのではと思います。
2名以上で訪問しますので、複眼的に見ることで1人よりも判断する時に偏りが少なくてすむという利点を感じています。

活動内容は、施設が作成した年間支援計画表をチェックし、こちらの考えなども取り入れていただき、その計画を施設側と当方とで共有しながら少しでも快適な日々を過ごしていただけるよう配慮していきます。

その他に、お天気の良い日は施設周辺を一緒に散歩しています。ご本人は外が好きな方で、散歩をすると、ほとんど単語ですが言葉が沢山出てきて表情が生き生きしてくるのが分かります。コーヒーが大変好きな方で、途中お店によってコーヒーを飲むことを楽しみにされています。先日訪問した時も、我々の顔をみると、さっと席を立ち外に出て行こうとされて、玄関を出ると鼻歌が出てきました。月2回のお楽しみになっているようで、その様子を見ている我々も元気が出てきます。

散歩に行けない日は、施設内の廊下を往復したり、ビーチバレーをして過ごすのですが、我々も参加させてもらっています。ご本人の部屋に入れていただくこともあります。廊下と居室の温度差が大きくても、Kさんは自分ではあまり敏感に反応されないため、周りが気をつけていないと脱水の心配もあると思えたことがありました。このことについては、スタッフの方に伝えました。以後廊下と部屋の温度差に注意しているとスタッフからの報告がありました。ちょっとした事なのですが、自分の体調を伝えるのが苦手な方にとっては大事なことでないかと思います。

Kさんはお風呂場で転んで、足の爪が剥がれたり、散歩中にも転んで腕や肘などに酷い傷を負ったことがあります。スタッフの方からは足裏に魚の目があるため、歩き方が不自然で長く歩くのが苦手と聞いていました。何とかそれを治して自然な歩き方になれば、転び難くなり、沢山歩くことによって腸の働きが活発になり、慢性的な便秘も解消されるのではという思いから、何度となく治す手立てを提案していました。そのせいかどうかはわかりませんが、理学療法士の話として、不自然な歩き方は膝の骨の形によるものようで、足の筋肉を鍛えることで改善されるようリハビリのメニューを作り、それに沿って毎日リハビリをするようになりました。これはKさんだけでなく他の入所者の方にも各人に合ったリハビリメニュー

が実施されました。先日、Kさんと散歩をした時、歩き方がしっかりされてきたように感じましたので、その事をスタッフの方に伝えたとこ、他の方もリハビリの成果が出てきているようだといっておられました。

こちらの思いを施設側に率直に伝え、施設側もとるべき方策を出して実行してくださっていることは良かったと思います。先日はリハビリの様子を見ていって下さいと言われてました。思っていたより激しい動きがあり、「スタッフの方も体力が要りますね」と話しかけましたら、「そうなんですよ」と嬉しそうに言っておられました。以上のように身上監護を行っております。

Kさんにつきましては、受任して間もなく、親族による経済的虐待が見つかりました。ここで詳細な事をお話することは控えたいと思いますが、障害のあるご本人との関係を断った次兄が行った経済的虐待行為に憤りがこみあげてきました。

知的障害のある方は、入院した時などには、医療費は保険が利いても、付き添いの人件費等に100万単位のお金がかかるので、最低でも300万円は貯蓄しておきたいという施設側の話も聞いておりましたので、何とか取り戻してあげたいと思いました。しかし、取り戻すことはそう簡単ではありませんでした。N市の担当職員の方、この案件の当会担当理事などが手順を踏んで行動してくださったこと、当会の業務委員会、行政、東京大学市民後見プロジェクトの先生から助言やお知恵をいただいて、何とか取り戻すことができました。

個人で受任するのではなく、法人で受任し、その法人が推薦した人が担当するという当会の在り方やその支援体制が発揮できた良い例ではないかと今にして思います。何とかしたいという思いを持った人々が動いて導かれた結果でしたが、もし結果が良くなかったとしても、当会の中心におられる方々が、時間と労力を惜しまず奮闘されるのを目の当たりにして、事務担当の一人としては本当に心強く嬉しく思いました。

現在のような社会状況の中では、様々な分野で活躍された人びとが集い、それまでに培った経験を生かして地域に貢献していくというこの会のような存在は、地域に暮らす人びとにとっても、同等の目線で相談しやすく、より身近なところで支援し合あうことができるという安心感を持っていただけるのではないのでしょうか。

これからも続くこの活動は決して同じ状態が続いていくことはなく、少しずつ目に見えないところで変化していくことと思います。じっと目を凝らして、でも肩の力はできるだけ抜いて、その日その時をKさんとKさんを取り巻く皆さんにも笑顔が広がっていくような活動を心がけていきたいと思っております。



毎年行なわれる施設の行事に参加して

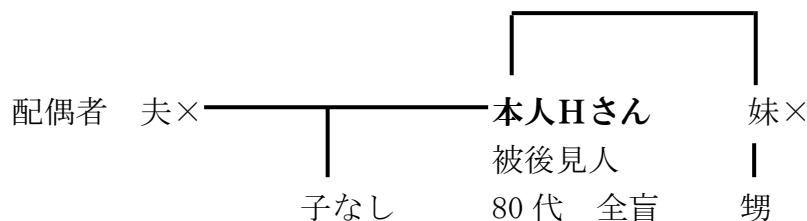
〈感想〉

どんな重度の障害者にも人間らしい喜怒哀楽の感情が残されています。私たちは実際の後見活動を通してこのことを学びました。小さいころから数々の虐待、ネグレクト、差別を経験してきたような障害者であればなおさらでしょう。親がこの子のためにと残したお金を横領する兄、しかも弟とのかかわりまで拒否する兄とはいったいどんな人間なのでしょう。親族からも見放され、かかわりを拒否された障害者に対して、市民後見人が親族に代わって支援の手を差し伸べる、こうした活動を通じて、私たちも自分の人生を充実させることができます。

2. 全盲の障害者を支える市民後見人

〈事例内容〉

全盲の80代の女性 数年前に同じく全盲の配偶者が死亡。その後は自宅で独り暮らしを続けていたが、夜中の徘徊がはじまり、警察に保護されるケースが何回か発生した。そこで本人の甥とケアマネが相談して後見人選任の申立に及んだものです。亡夫の相続手続きなどが未処理、遺骨も自宅に保管されたままでした。これまで夫婦でマッサージ業を経営して自宅を持ち、老後に心配ない程度の蓄えがある。



〈受任までの経緯〉

- ①平成25年春に本人の甥からの相談を受けて、ご本人とも信頼関係を構築しながら、約1年後の26年1月に当会が後見申立の支援をしました。
- ②家裁から、亡夫の遺産相続が未処理なので弁護士を後見人に依頼するので、当会は受理面接に来なくてよいとの一方的な連絡を受けた。
- ③受理面接の際、申立人の甥およびケアマネから、遺産相続などの事務は一過性のもので弁護士の後見人では困る、叔母には身上監護こそが必要である、申立通り市民後見人を選任して欲しい旨を書面で申し入れ。
- ④本人面接を経て、約3か月後に当会と司法書士との共同受任（事務分掌）へ。この事例では、親族などの熱意と強い支持があったため、家庭裁判所の気持ちを動かすことができた。

担当者報告2

野田支部 K. H生

審判直後、本人の施設入所問題が緊急避難的に発生しました。当初は全盲の障害者にふさわしい施設があるかどうか懸念されましたが、申立人、担当医師、ケアマネなど関係者のご協力をえて適当な施設が見つかり、入所することができました。

1. 施設入所までの経緯

- 3月 本人のケアマネから当会に以下のような連絡がありました。
本人が深夜に徘徊して警察に保護されたこと、ケアマネの立場からは、本人の認知症が進んできたので自宅で一人暮らしを続けることは危険と判断していること、現在は近くの介護施設に一時的に避難させていること、甥（申立人）とも相談して、適切な施設が見つかり次第、早急に入所させることを検討中であること。
- 3月末 当会から甥に連絡を取り、以下の2点を確認しました。
甥自身も入所を強く希望していること、N市内の介護施設Sの1部屋が空いたので、入所する方向で施設関係者と話し合っていること、
- 4月 当会関係者と甥が施設経営者に面談のうえ、入所を決定しました。
- 4月後半 Sに入所

2. 介護施設Sを選んだ理由

- ①全盲の障害者を受け入れてくれる介護施設に限られる中で、ケアマネ及び本人の担当医師からの強い推薦があつて同施設への入所が実現したこと、
- ②自宅から近く、S公園にも近い静かな住宅街の中にある落ち着いた雰囲気施設であること、経営母体はG市およびN市内数か所で訪問介護やグループホームなどを経営する事業者で、利用者に寄り添うという施設側の理念がしっかりしており、それなりの経験の蓄積もあること、介護・医療のケアを利用しながら、看取りまで終身入居が可能であること、
- ③担当医師が所属するN市内の某診療所が同施設の協力医療機関であり、ケアマネも引き続き担当するので、医療・介護の両面で継続的なケアが期待できること、
- ④年金収入と財産を充てれば費用的にも問題ないこと、

3. 当面の課題

- ①居所の変更など生活環境の急激な変化に適応することが当面の課題です。
- ア 施設に入所できたことで、これまでの危険な状況は回避できますが、全盲で認知能力も衰えている中で、本人自身は急激な環境の変化に戸惑っている様子です。
- イ 生活のリズムがまだ確立せず、夜中に起き上がって隣の部屋に侵入したり、自分の部屋のトイレの場所がわからなくて床を汚したこともあったようで、集団生活の中での生活リズムの確立が当面の課題です。
- ウ 規則的な食事や入浴の習慣がもどり、毎日一回の散歩外出など日常生活面での改善がみられるので、今後は健康面でも徐々によくなる見込みです。今後、施設側とも緊密に連絡を取りながらしっかりと見守りを続けていく予定です。

- ②老朽化した自宅が空家状態になるので、防犯・防災面など管理上の問題があります。
- ③数年前から亡夫の遺骨が自宅に置かれたままなので、甥とも相談しながら適当な納骨施設を見つける予定です。

4、その後の動き 26年6月

- ①施設での生活にだいぶ順応してきたので、本人の健康面に配慮して、当初の2階から1階に変更しました。化粧もできるようになり、女性担当者からの「きれいですよ」という呼びかけにうれしそうに答えてくれます。
- ②自宅に置いてあった遺骨を甥の菩提寺に預かってもらいました。お寺の納骨堂を1区画購入することも今後の検討課題です。
- ③担当者が定期的に訪問することで、本人の生活もすっかり改善され元気になりました。

担当者報告3

平成28年1月 野田支部 N. N子

小春日和に恵まれた昨年12月の中頃、私たちは車椅子のHさんと施設を出て、街中を散歩していました。新興住宅街はひっそりとしています。車いすを押しながら、庭に咲いている花やまだ残っている紅葉を一つ一つ説明しながら、ゆっくりと進んでいきました。Hさんは10歳くらいで全盲になり、その後は聾学校で過ごされた方です。途中、犬の散歩をしている人から声をかけられました。“お母さんと一緒に散歩でいいですね” Hさんは静かにほほ笑んでいました。同行の担当者が、“わたしたちは「市民後見人」です、近くの施設でお世話になっている方と一緒に、お天気がいいので散歩の途中なんです”と話してくれました。

Hさんを担当してからもう2年近くになります。やむなく自宅から施設に入所されましたが、昼夜逆転や徘徊、体調をくずしたりと心配な時期もありました。そのたびに施設の親身な看護を受け、医師やケアマネや親族と協力し、Hさんに最良な治療と食事、生活が出来るよう配慮してきました。一緒に時間に昔話をしたり、好きな食べ物の話などしっかりと受け答えしてくれます。帰りには“また来てね” “ありがとう”のうれしい声に見送られる私たちです。

〈事務分掌の問題点〉

この事案は、当会が身上監護、司法書士が財産管理を担当する事務分掌というスキームですが、当会からの再三の働きかけにもかかわらず、この司法書士との意思疎通がうまくいきません。1年後の家裁宛て報告の際は、別々にしましょう、という信じられない提案

もありました。

言うまでもなく身上監護と財産管理は不可分の関係にあり、本人の財産は本人の生活の質の改善に資するためのものです。こんな非常識な行為を続ける専門職の態度をどう理解すればよいのでしょうか。

いずれ成年後見制度を利用する立場にある市民感情・市民目線からはとても理解できません。その後も、本人の生活改善に向けて施設側とのケア会議などの打ち合わせを度々提案しますが、なしのつぶての状態です。

この経験から、私たちは専門職との事務分掌となるような新しい事案の受付けを止めることにしました。

〈感想〉

全盲の方を支える男性担当者は元都立養護学校の教師です。勿論、点字も使えるので、本人にとっても心強いことでしょう。施設入所後の安定的な生活と規則正しい食事、入浴、睡眠ができるようになった或る日、「きれいですよ」と伝えた時の本人のうれしそうな笑顔が忘れられません。心の優しい女性担当者が口にした正直な感想です。申立人の甥からも、裁判所の意向に反対してまで弁護士ではなく、市民後見人をお願いした甲斐がありました、と励まされた時の担当者の喜びが伝わってきます。

3. 重症心身障害児者の親の立場から

担当者報告 4 特別支援学校の家族が思うこと 平成 27 年 12 月 野田支部 S. T 子

支援学校には、後見から保佐、補助といろいろな程度の方がいて、私の子供のように、鑑定も不要な後見の対象となる人ばかりではありません。そもそも障害者の親は、「成年後見制度」があった方がいいかと思っているかどうかも疑問です。障害者に後見人がいないと困るのは事業者の方ではないかと思うこともあります。

子どもの世話をしないネグレクトとか、親が認知症になってしまった場合、その子供を世話している事業者さんは困りますから、後見人が必要ということになるでしょう。重症心身障害者施設では、「入所契約は成年後見人とする」という方針ですから、家族は仕方なくやっています。これが本人のためかどうか大変疑問に思っています。施設にとっては、利用料を滞納されることがなくなりよいでしょうが。

親、特に母親が懸命にかかわってきて、家族である父親や兄弟姉妹でもその重症障害児者のことがよくわからないということすらあります。母親が亡くなって、今までのように家庭

で世話ができず、施設入所になった時、母親が頑張るだけ頑張っただけですべての世話をし、いろいろな福祉サービスを利用していなかったら、残された子のことを聞かれても、父親や兄弟姉妹は答えられない、わからないということになります。そんな時に、父親は高齢だし、今の処遇がいいかどうか理解できないだろうし、報酬は期待できないし、それでもやりたい方がいるでしょうか。

私は親として、子ども(障害の子も普通の子も)が困らないようにと少しでも残したいと思うのですが、成年後見人がついてるとかえって面倒になるように思います。今私が住んでいる家や、空き家の実家のことを考えるとき、家族信託というスキームがとても魅力的に見えます。最近では、親がそれこそ爪に火を点す用にしてお金を残したら、後見制度支援信託の利用と言われるのです。私は不本意です。親は障害のない兄弟姉妹が障害の兄弟を守ってくれて、必要な時に使ってもらいたいと思うのですが、それはかなわないことになってしまったようです。

私の子のように重症心身障害者はしょっちゅう突然に亡くなり、そのたび次はうちかと思うのですが、自分も60歳を過ぎると、いつ何時自分がこの子を残して逝くかわからないと思う時、「家族信託」をやらなくてはならないと思っています。こういう法律行為をしなければならぬことは大変負担に感じます。

もし、私が障害の子よりも長生きできれば何もする必要のないことです、それを思うと「この子いつまで生きるのかな」と思っている自分に気付き、やりきれない思いになります。

親の社会活動としては、重症心身障害者を守る会で、収入を得る能力のない子が、何とか障害年金でやっていけるようにと、制度改定、報酬改定の時には厚労省に申し入れて、今の制度があります。皆様にも機会があれば、「東葛医療福祉センター光陽園」を見学していただいて、私の子も見てくださいたいと思います。この施設は、20年も前から東葛6市に要望を続けて、平成26年にできた施設です。

※重症心身障害とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ状態を言います。先日、子どもの施設(光陽園)のソーシャルワーカーさんとお会いできて、この施設での第3者後見の様子を聞いてみました。ほとんどが専門職で、多くは弁護士だそうです。弁護士は面会など全く来ないそうです。本人の衣類が必要な時は、施設から通販のカタログでこれを買いたいと弁護士に送ると、それを弁護士が注文して、品物が届いているそうです。これが専門職の身上監護のようです。裁判所もこれで良しとしているのです。

私の本音の話をさせていただきましたが、批判的となることは百も承知です。まだまだ勉強不足ですので、当会の皆様と一緒に勉強してまいりたいと思っています。

以上は親の立場での一方的な話になりましたが、思うところはいっぱいあります。制度はそれを必要としている人のためであるのに、当事者が置き去りにされないか、いつも心配しています。

私の子ども（今年 34 歳になる）は、重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害があり日常的に医療ケアが必要）で、6 年前から施設入所（千葉東病院に 4 年、東葛医療福祉センター光陽園に 2 年）している。その入所契約にあたっては成年後見人をつけることを求められた。これはもう避けられないと思い、まだ在宅の平成 19 年に申立てをして、私が後見人となった。今日まで、裁判所から求められたときに報告をして特に問題なくきているが、周りでは解任されたり、監督人がついたり、後見制度支援信託を利用させられたりといった予期しない事態が起きている。

全国で情報交換すると、裁判所の対応はバラバラで、親たちの間では少なからず混乱している。後見費用について、特に親の会の年会費や、大会参加費など「子どものための社会活動にかかる費用」について、いいと言われたりダメと言われたりしている。親が何のための活動かきっちりと裁判所に説明できないことが大きな原因と考えるが、親の会活動の必要性が十分理解できない人は、これを理由に親の会やめますとなり、社会活動も大変やりにくくなってきている。

私自身も、後見人にはなったものの、そのサポートの乏しさに大変心細く感じている。「これはどうなのかな？」と誰かに聞いても「裁判所に聞いて下さい」以外の答えに出会うことはない。親の高齢化などもあり、年々第三者後見人が増えてきているが、そのほとんどが弁護士で、身上監護が期待できない専門職が子どもにとっていいことと思えず、自分の後を誰に託すか日々悩むところである。ある施設（病院）では、いかにも専門職後見人と思しき方が、数人の子どもに声をかけるでもなく、次々覗いてまわっていた。一度も面会に来ない専門職が多い中、まだ良心的な方といえる。専門職の方にしてみれば、相手は年金収入だけで報酬を期待できない人たちなので、1 か所で何人も受けなければ、効率が悪くてやってられないのだろう。

今の成年後見制度は、決して使い勝手がいい安心な制度とはいえない。本当に必要としている人のためなのか疑問も感じている。重症心身障害児者施設が入所契約を成年後見人とするようになる前には、よく利用料の未払で施設運営に苦勞するという話があった。同じ親としては恥ずかしく腹立たしい限りだ。成年後見人がついてから、この種の話は一切なくなった。施設にとってはどうしても解決できなかったことが一気に解決したのだ。こんなろくでもない親がいては全員後見人をつけてこいと言われても仕方ないのか…。

これからは、障害者施策などについて学べる機会があれば参加していきたいし、一方その当事者としては広く納税者に実態を知ってもらって活動なくして、税金を障害者に使ってもらえない。生きにくさを抱えた人を支えるために制度であるのに、いつの間にか制度の中にその人の暮らしを押し込めようとするのは本来違うはずだ。施設も「利用者のため」が最優先されるはずなのに「働く人の場所」になっていないか、そういった視点を忘れずにいたい。

家族はもちろんのこと、誰かの役に立ったと思える瞬間があったなら、それこそが私の生きがいであり、自分の存在を肯定でき、心豊かになれる瞬間である。市民後見人活動を通してこのような思いになれるよう今後も学びたい。

〈感想〉

当会の市民後見人養成講座の受講生報告を採りあげました。

発達障害などの重度障害を持ち、かつて特別支援学校に通学していた子の成年後見人を務めている母親からの切実な悩みと怒り・期待と失望などが素直に述べられているだけに、私たちの活動の進むべき道を示唆する貴重な話となりました。

制度はそれを必要としている人のためであるのに、当事者が置き去りにされていないか、いつも心配しています、との訴えが胸に迫ります。私は家族信託を使いたい、もう成年後見制度はいや！という切実な声、家裁の姿勢に対する親族後見人からの率直な疑問などにも謙虚に耳を傾けたいと思います。

こうした声を、成年後見制度に関わる、厚労省や家裁などの関係機関、弁護士や司法書士などの専門職のみなさん、利用者の方のみなさんにも広く訴えていきたいと思います。

そして、家族だけが背負うのではなく、障害者及びその家族を社会全体で支える時代に向けて、私たちも応援してまいります。なお、入所全員に後見人を付する場合は、親族後見人に対する倫理を含めた教育・支援体制を前提とすべきです。これを欠いたため、後見人を解任されるという不幸な事件が数多く発生していることは残念です。

担当者報告5 地域後見活動の取り組み

平成28年1月 野田支部 Y. K生

野田支部では、ここ数年、主に公民館を利用して、地域の一般の方を対象に成年後見制度についての啓発活動を行ってきました。とは言うものの、まだまだこれに対する認知度は高まってきていないとの感触がありました。

こういう中で平成27年度については、啓発活動（＝成年後見制度に関する説明会）の回数を増やすことを当面の目標（10回の見直し）として実践することとし、地域に密着した活動を指向し、少人数でも積極的に実施することにしてきました。成年後見制度の周知（市内における広がり）を前提にしつつ、これを行なうことにより説明員及び当会支部員のレベルアップを図り、更に質の高い啓発活動を提供していこうと言うものです。

こういった取り組みを通して、今般千葉県野田支援学校より、保護者を対象とした「進路

講座・研修会」の一環として行う“成年後見制度について”の説明会実施の要請がありました。学校が社会福祉協議会に相談したところ、当会を紹介されたとのことでした。

12月7日に研修会を実施したところ、32名（小学部9名、中学部5名、高等部18名）の保護者の参加がありました。10時から12時までの時間を予定しておりましたが、質問が多く予定を30分もオーバーしてしまいました。障がい者の保護者の関心がいかに高いかと改めて感じました。研修担当の先生も「過去の研修会で、こんなに質問の多かったことはなかった」とのことでした。

ただし想定された通り、高等部の保護者の方々は必要性を身近に感じている様子が窺えましたが、これに比べて中学部、小学部はまだまだ身近な問題として捉えられていないように感じられました。とは言うものの、まだまだ私たちの活動は充分でなく、改めて、更に地道に進めていかなければと思っています。次のステップとしては、周知活動を一層広げて行くと共に、実際の受任に繋がる取り組みに活動を広げて行きたいと思っています。

ともすれば認知症高齢者を対象とした活動を中心に行ってきましたが、今年度の活動を通して、絶対数は少ないかもしれませんが、成年後見制度を必要とするであろう精神・知的障がい者を対象とした後見活動も非常に重要だと感じております。

障がい者関連団体への研修は昨年5月に行った「野田市手をつなぐ親の会」（保護者等53名参加）以来、平成27年度としては2回実施したことになりますが、改めて障がい者の保護者の方々への啓発活動も重要であると認識しました。

この方々への取り組みも認知症高齢者への取り組みと共に強化していかなければと思っています。こういった取り組みにより、この地域において「市民が市民を支える社会」の実現に幾ばくかでも寄与できればと思っています。

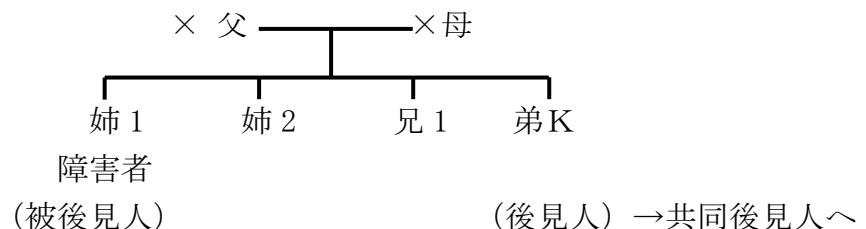
4. 親族後見の継承問題を解決する共同後見

〈事例内容〉

本人は幼少時に日本脳炎に罹り、以後は知的障害・半身不随の身体障害者。70歳代の女性 G市特養A館入所中、平成12年に本人の弟Kが成年後見人に就任。弟は自身の健康面を心配し、親族後見の継承問題の悩みを抱えている。姉と兄がいるが、それぞれ別の家庭を抱えており大きな期待はできない中で、懸案事項解決の相談があったものです。

1. 共同後見の申立へ 平成 27 年 1 月

- ①直近の後見事務報告時、家裁から「流動資産が多いので後見監督人をつけたい」と言われた。抵抗したものの、家裁の強い方針を受けて押し切られた。
- ②後見監督人選任を認めるかわりに、親族後見の継承問題を解決したいので、当会との複数後見に変更したい、2人の姉も承諾している。重度障害者の本人の将来及び身上監護を第一に考えて、弁護士などの専門職では絶対に不可、などの理由を述べた上申書を提出した。
- ③家裁裁判官との面談後、家裁から以下の提案を受けて最終決着
- a 成年後見監督人にかえて、後見制度支援信託を利用する
 - b 始めに弁護士との共同受任とする。制度利用後に弁護士は辞任し、当会との複数後見に変更する。



2. その後の動き

- 5 月 弁護士が成年後見人に追加就任し（事務分掌）、被後見人の財産の調査、目録作成、家裁へ報告
- 7 月 信託に関する弁護士意見提出後にM信託と信託契約完了、家裁に完了報告提出、
- 8 月 家事審判申立書（成年後見人の辞任許可）提出後に辞任の審判
- 9 月 後見事務報告書（財産の引継）、Kから財産の引継ぎ報告提出
- 10 月 当会との複数後見に関わる上申書、調査官面接を経て複数後見の家事審判申立
- 11 月 調査官による受理面接（Kも同席）、当会とKとの複数後見（両後見人で事務分掌としない）方向で決定見込み。当会の後見事務登録者名、所有資格一覧などの資料の提出依頼。
- 11 月 申立どおりの審判。共同後見人の間で、当面の業務分担と将来に向けた事務の継承に関する「確認書」を取り交わす。

〈感想〉

市民後見に対する家裁の考え方は依然として慎重です。当会に対する評価も例外ではありませんが、いずれ時間が解決していく問題です。親族の強い支持さえあれば、家裁の壁を乗り

後見人等申立に関する補足説明、当会からもアセスメント提出（当会担当者は臨床心理士・精神保健福祉士で知識・経験とも豊かな人材）

11 月 調査官による受理及び本人面接（申立人の兄、姉、本人、当会は理事長ほか担当者 5 人）。家裁からの依頼を受けて、両保佐人間の財産管理方針等に関する上申書提出。事務分掌なしの複数後見、財産管理方針等について説明、併せて後見監督人なしを強く要望。調査官の意見では、裁判官の判断によるとのこと。

①複数保佐人に弁護士等参加の件、

本ケースでは身上監護重視の保佐事務が求められており、信頼関係を築き、意思疎通を図るうえで支障が出る恐れがあり謝絶。

②後見監督人の件

当会は通常を受払口座を管理する。残りは共同保佐人の兄が管理するので、事務処理面、身上面も問題ないし、不正事故等の懸念も無いことを強調した。受任スキームについては家裁の判断待ち。

12 月初 申立通りの審判。共同保佐人の間で、書式 2「確認書」を取り交わした。

〈感想〉

兄姉妹間の家族愛と強い絆が霏々と伝わってきました。還暦を過ぎた本人の生活や心情がこれからどう変わっていくか。過去の病歴からは決してやさしい事案ではないでしょうが、私たちの仲間には知識・経験とも豊富な専門家もいます。普通の市民との接触を深めていくことで、本人の生活や心身の状態は確実に変わっていくはずです。1 年後には、新しく生まれ変わった本人の姿を想像しながら、後見活動を続けてまいります。

6. 社会的入院から特別養護老人ホームへ

担当者報告 6

平成 27 年 11 月 柏支部 K. K 生 J. T 子

〈本事案の経緯〉

精神障害を持つ 80 代の男性 B、T 精神科病院に入院中、社会的入院の地域移行を前提とした K 市長後見申立事案（当会はこの事実を知らされていなかった）。

「市民後見人が障害者を支える適任者である」という好事例。社会的入院の実態を理解し、困難な特養探しに挑戦した後見事務担当者は、諸問題に対し、被後見人を自分の肉親と考えて最善の道を選択し、対処した。市民後見人ならではの、献身的でフレッシュな活動内容を汲み取っていただきたい。

〈事案内容〉

Bさんは両親と兄は死亡、弟が健在（遠方に居住）、配偶者は死亡し子供はいない。約20年前に統合失調症（自分に対する攻撃的な幻聴）を発症し、大学病院入院、他の精神科病院などを経てT病院に転院、その後もS状結腸軸捻転、大腸炎、誤嚥性肺炎（胃瘻造設）などで入退院を繰り返す。現在の精神状態は時折独語が見られるも、問題なく経過。要介護4、統合失調症は概ね回復したが、替わって認知症発症。

1. 特養への転院要請 4月

引継ぎ時に病院側の方針を知らされ、びっくりしました。主治医から、

- ①病気は回復しているので特養等へ移動させる方針、このため後見人を依頼した。
- ②すぐに特養をみつけるのは難しいが、病院で探す予定。

2. 転院決定の理由

幻聴はあるが、他人に迷惑をかけることはない。いつでも退院できる状態にあるが、引き取り手がいないために社会的入院になっている。主治医との質疑応答は以下の通り。

- ① どこまで回復しているのか、寛解しているのか →幻聴はある。偶で一人ブツブツ言っていることもある。寛解ではないが、他人に迷惑をかけることはない。
- ② どのような懸念があるのか →車椅子生活、ベッドから車椅子移動に介助要。ADLが悪化し、今後は医療よりも介護が重要になってきた。
- ③ 転院した場合、T病院への通院は必要か →他院でもOK。但し通院は必要。
- ④ 服薬を続ける必要があるか →継続要、服薬すれば当面は問題ない。
- ⑤ 胃瘻関連の処置はK市立病院以外でもOKか →他院でもOK
- ⑥ 特養転院の件を本人も承知しているのか →特養と言ってもBさんは分からないだろう。転院のことを言えば、はいというだけになると思う。他人に迷惑をかける行為はなく、集団生活上の問題もない。

3. 特養探し

地域包括支援センター訪問 5月初旬

社会福祉士の担当者に相談、Bさんの状態や病院の意向を説明後、まだ新規開設したばかりの「A館」を紹介された。

A館訪問 5月中旬

担当者2人で施設見学し、スタッフ体制や設備などを聴取。現在の待機者は30-50人。約9割が入居済。Bさんの状態などを連絡。入居手続きは後見人名で、通院時の車も介護スタッフも可能、医院への支払や薬代も預り金から出すことも可、とのこと

4. A館への入所準備

A館 生活相談員へ入所必要書類を提出 7月

関係者と面談。Bさんに関するHearing、T病院の看護サマリーや診断書を提出して説明。次週、担当者がT病院の相談室長に連絡することになった。

(入所に関しての条件)

喀痰吸引 胃婁の方は痰が溜まることが多く、痰が喉に溜まると命取りになる。

A館は 喀痰吸引の認可を申請したが選に漏れた。そのため 喀痰吸引が必要な方は受け入れできない。喀痰吸引が必要ないことをT病院に直接確認する由。

定期的な外部病院への通院の付き添いはスタッフの不足で出来ない。

(入所の条件)

移動用の車で後見人がT病院に同行して欲しい。緊急時は安心館スタッフが付き添いする。

(今後の予定)

施設側で評価して点数をつける。病状だけでなく 家族の状況なども考慮して判定される。

入所判定会議を経て、入所が決まれば後見人の会に入所決定通知書を送る。

5. A館との入所契約 8月

施設担当者が介護担当の方と共に訪問、Kさんに直接面談し状況を把握。その結果、入所が無事に決定し、入所した。

6. 新たな課題

「A館入居中の緊急時の対応について」(医療同意に関する書面)の提出依頼

- ①急変時(心肺停止時)の蘇生を希望しますか
- ②搬送先の病院で希望する医療行為について
- ③終末期ケアについて

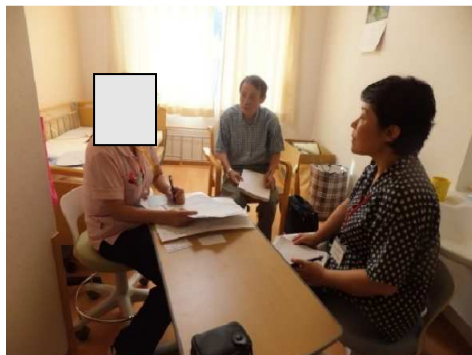
7. 今後の目標

社会的入院から解放され、特養に入所したKさんの生活は今後どう変わっていくのか、看護師の話では、胃瘻などの健康状態・身体面、精神面、認知面での改善の余地は十分認められるとのこと。私たちとの接触がどんな効果を及ぼすのかを注視したいと思えます。

- (1) 身体面：
 - ①独り立ち出来る。出来れば少しは歩ける。
 - ②ヨーグルト以外も少しは食べることができるようになる。
- (2) 生活面： 介護スタッフ・他の入居者・我々ともっと話せるようになる。
- (3) 好きなことを伸ばす：
 - ①演歌が好き。好きな歌手は菊池章子、その後は田端義夫。入所後は美空ひばり。千昌夫の『親父の酒』一緒に歌って欲しい。
 - ②絵を描きたい。絵が描けるように工夫していく。
- (4) 穏やかな生活を過ごされ天寿を全うされること。

8. 後日談

この間、A館の施設長から紹介されたということで、「同じ施設に入所している母親の後見をお願いしたい」との話しをいただきました。担当者のBさんに対する文字どおり献身的な市民後見活動が評価された結果だと思います。



A館の看護師からBさんについて事情聴取



ある日の歓談風景

〈感想〉

精神科病院に長期在院し、社会的入院と称する精神障害者の退院促進が言われます。医療費削減、病院側の経営効率などの理由もあるでしょうが、人権の視点こそ強調されるべきでしょう。精神障害による入院者で、20年以上の長期在院者の大半が社会的入院と目されており、しかも退院の見込みもないまま、社会生活への移行を阻まれているからです。今回のいささか性急ともいえる挑戦は、後見制度の利用促進と市民後見人の進むべき道を示唆する貴重な体験となりました。社会的入院から無事に解放されたKさんの残りの人生が実りあることを祈ります。

→当会発行の「精神保健福祉法の改正と成年後見制度」21頁参照（参考資料2）

7. 参考事例 障害者施設の全員に成年後見人がついたケース

埼玉県毛呂町にある社会福祉法人毛呂病院光の家療育センターは重症心身障害者の施設ですが、平成17年の障害者自立支援法の成立によって措置から契約制度に変更されたことを機会に、成人の障害者全員に成年後見人を付することを入所の条件とすることにしました。家族を説得し理解を求めるまでの苦労や家庭裁判所の全面協力を取付けるまでの困難もあったでしょうが、今では入所する障害者313人の全員に後見人がつきました。

(1) 本人と成年後見人の関係

| | 平成 18 年 | 22 年 | 26 年 (26/9 現在) |
|----------|---------|-------|----------------|
| 親族後見人 | 286 人 | 281 人 | 266 人 |
| 第 3 者後見人 | 29 人 | 34 人 | 47 人 |
| 計 | 315 人 | 315 人 | 313 人 |

(2) 第 3 者後見人の人数とその内訳 (26/9 現在)

| | 人数 | 支援する成年被後見人数 | 身上監護事務 |
|-------|------|-------------|--------|
| 弁護士 | 9 人 | 16 人 | 3 人 |
| 司法書士 | 8 人 | 10 人 | 0 人 |
| 社会福祉士 | 7 人 | 21 人 | 21 人 |
| 計 | 24 人 | 47 人 | 24 人 |

(3) 第 3 者後見人による支援の内容

①入所者の散歩同伴 ②家族がなく身元引受人のいない方の身元引受 ③成年被後見人の親の墓の手続き ④親族がかかわりを避けている場合の親族への接触 ⑤通常の後見人としての財産管理 など

(4) 成年後見制度の一律導入に伴うメリットと課題

①全員後見類型が適当だと判断されてきたが、成年後見人が関わることで本人に対するきめ細かい対応が可能になり、施設側も入所者のひとり一人の理解度やコミュニケーション能力に応じて本人の意思を尊重する意識が芽生え、後見だけでなく保佐類型の申立てが検討されるようになった。

②家族の高齢化に伴い、親族に代わって第 3 者後見人による身上監護面に対する期待が意識されるようになってきた。

③身寄りのいない本人への医療同意の問題が表面化してきた。

④ 族後見人の不正事故の発生および解任事件と財産管理上の問題点

成年後見制度の利用に伴い、家族が本人の財産を、本人のために自由に使えないという問題が浮上し、かえって不自由さが目立つようになってきた。この施設でも親族後見人による不正事件が発覚し、すでに 12 人が解任されたという。

「後見人は親族である前に後見人であるべき」という考え方が周知徹底されていれば、こんな悲劇は防げたでしょうに。

これを機に、家族からも、誰のための成年後見制度か、という素朴な疑問が出されるなど、成年後見制度の利用に躊躇する動きも出ているようです。

〈感想〉

障害者の権利擁護意識の高まりとともに、障害者施設においては、入所者全員に後見人を付する条件を一律導入するような動きが確実に広がっていくことでしょう。その場合、措置から契約という事務上の都合や施設側の経営的な事情ばかりでなく、障害を持つ本人の生活を改善し、少しでも楽しい人生を送ってもらいたいという、身上監護重視の後見活動に対する期待が込められていることが前提です。

親族以外の第3者が成年後見人として関与することは、施設側にもある種の緊張感を与えるでしょうし、結果的に入所者に対する処遇の改善を促し、施設関係者による虐待等の未然防止という効果も期待できるはずです。最近、あちこちの施設や病院での認知症高齢者や障害者に対する虐待や死亡事件が発生し、親族から高額の賠償責任を問われる事例が報道されているだけに、こうした面からも後見制度の活用が強調されてもよいと思います。

最後に、この施設でも親族後見人が9割弱を占めています。「親亡きあと」の後見の継承問題が新たな悩みとなることが想定されます。

出典：『実践成年後見』第54号に掲載された「光の家療育センターにおける成年後見制度の利用の取り組み」から引用しました。

おわりに

私たちの「**市民後見人の物語**」を具体的な事例に沿って記してまいりました。なぜ市民後見人か、という問いに対する私たちなりの回答を示したつもりです。

すでに述べたように、私たちは、平成 26 年 4 月に問題提起型の情報誌「新しいふれあい社会」を創刊し、毎月 2,500～3,000 部発行してきました。27 年 4 月からは「こころの電話相談室」を新設し、地域住民のみなさまの心の悩み、心の健康に関するさまざまな相談に応じてきました。開設から 10 カ月間に寄せられた相談・感想などは延べ 100 件を超え、予想以上に大きな反響がありました。今では「筆者と読者」「相談員と相談者」の間にほのぼのとした「こころの交流」が芽生えるまでになりました。本来、千葉県や各市の公的機関による相談窓口があるでしょうに。なにゆえに私たちのような未熟な市民団体に、多くの複雑で困難な相談が寄せられるのでしょうか。

社会貢献活動に定年はないと申します。また、人生の仕事は、労働、キャリア、そして天職の 3 つだとも言われます。この情報誌をボランティアで毎月執筆し、毎週 1 回（9 時～21 時）の「こころの電話相談」を担当する人材はすでに 80 歳を超えています（臨床心理士、精神保健福祉士 法務省入省、家庭裁判所調査官勤務後に結婚退職、50 代から児童相談所で児童問題を担当、その後は千葉県東葛地域の精神科病院で精神疾患や認知症高齢者の心のケアなどの相談業務に長年従事）。これまでの専門的な知識や永年の経験などを社会に役立てたいという、ごく普通の動機に基づくものですが、後に続く私たちにとっては鏡のような存在です。

最後に、私たち市民後見人がめざすべき方向について一言。

知的・精神・身体的障害者の場合は、幼少のころから差別や虐待を経験し、就業の機会もなく、結婚もできず、家族からもかかわりを拒否された人たちが少なくないというのが現実です。家族の精神的・肉体的な悩みや苦労も並大抵ではなかったでしょう。

この意味で、市民後見人が重点的に支援の手を差し伸べる対象は障害者ではないか、私たちが 5 年間に及ぶ実践活動から得られた一つの結論と言ってよいでしょう。成年後見制度が利用者のための制度であることは言うまでもありません。まだまだ未熟な団体ですので自信はありませんが、私たちの目標とする「市民が市民を支える社会」をめざして、市民後見人に相応しい身上監護重視の後見活動を着実に進めてまいります。

「障害者の支援こそ私たち市民後見人の使命です」、この小冊子の結語とします。

人生の意味を考える

現在のサラリーマンOBは高度成長時代の最大の受益者、
「とにかく健康で、ほどほどに生活ができ、すべての時間は
自分のもの」という黄金の10年を「趣味+社会還元」に

人生の意味は自分の中にはなく、社会にある
実際に年齢を重ねて思うのは、これまで自分はなにを
してきたかということだ。
いかに社会に貢献したか、人の生き方はそこに尽きる。
(養老 孟司)



認定NPO法人東葛市民後見人の会

経営企画室 法人後見部 障害者委員会

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台 6-5-20

電話・FAX 04-7187-5657

Email Info@t-shimin-kouken.org

URL <http://t-shimin-kouken.org>

支部 我孫子 柏 鎌ヶ谷 流山 野田 松戸

会員数 151名 (27 /3 現在、正会員 82名、賛助会員 69名)

この小冊子についてのご質問・ご意見は本部事務局にお寄せください。

平成 28 年 1 月作成

参考資料1 成年後見制度の利用促進と市民後見人の育成に関する関連法の抜粋

民法

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

第 858 条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

市民後見推進事業実施要綱（平 23. 6. 6 厚生労働省老健局長通知）

1. 目的

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO 法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

(1) 市民後見人養成のための研修の実施

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が習得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(市民後見養成研修の内容 (例))

・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解

- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
 - ・財産目録の作成等
- (2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ア 市民後見人の活用等のための地域の実情把握
 - イ 市民後見推進のための検討会等の実施
- (3) 市民後見人の適正な活動のための支援
- ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
 - イ 市民後見人養成講座修了者等の後見人名簿への登録から、家庭裁判所への後見人候補者の推薦のための枠組みの構築
- (4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

老人福祉法

(後見等に係る体制の整備等)

第 32 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

生活保護法

(後見人選任の請求)

第 81 条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

高齢者虐待防止法

(成年後見制度の利用促進)

第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者虐待防止法

(成年後見制度の利用促進)

第 44 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止及び障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

知的障害者福祉法

(後見等を行う者の推薦等)

第 28 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

精神保健福祉法

(後見等を行う者の推薦等)

第 51 条の 11 の 3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

障害者の権利に関する条約（平 26. 1. 22 条約 1 公布）

第 5 条 平等及び無差別

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

第 12 条 法律の前に等しく認められる権利

1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有する

ことを再確認する。

- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

障害者差別解消法（平 28 年 4 月 1 日施行）

（目 的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

参考資料2 精神障害者の入院の現状と社会的入院の問題

(2010年精神保健福祉に関する専門委員会資料による)

〈表1〉精神障害による入院者の入院期間分布

| 入院期間 | 入院者数(人) | 割合(%) |
|------------|---------|-------|
| 1カ月以内 | 28,000 | 9 |
| 1か月以上3カ月未満 | 31,100 | 10 |
| 3か月以上6カ月未満 | 21,700 | 7 |
| 6カ月以上1年未満 | 24,900 | 8 |
| 1年以上5年未満 | 90,100 | 29 |
| 5年以上10年未満 | 43,500 | 14 |
| 10年以上20年未満 | 34,200 | 11 |
| 20年以上 | 37,300 | 12 |
| 計 | 310,800 | 100 |

左表は任意入院を含めて、精神科病棟に入院しているすべての精神障害者を対象に調査したものです。

1か月以内入院には応急入院も含まれています。

65歳以上では、認知症の患者も含まれています。

長期入院では、社会的入院が大半です。

〈表2〉精神障害者の年齢層別入院者数と割合

| 年齢層 | 入院者数(人) | 割合(%) |
|------------|---------|-------|
| 20歳未満 | 3,100 | 1 |
| 20歳以上40歳未満 | 28,000 | 9 |
| 40歳以上65歳未満 | 127,400 | 41 |
| 65歳以上75歳未満 | 71,500 | 23 |
| 75歳以上 | 80,800 | 26 |
| 計 | 310,800 | 100 |

20歳未満の入院者は、大半が急性期の統合失調症で、短期在院が多くなっています。

65歳以上の入院者の中には、認知症のため、施設入所待ちで短期入院と、10年以上の長期入院が混在しています。

〈表3〉疾患別入院者数

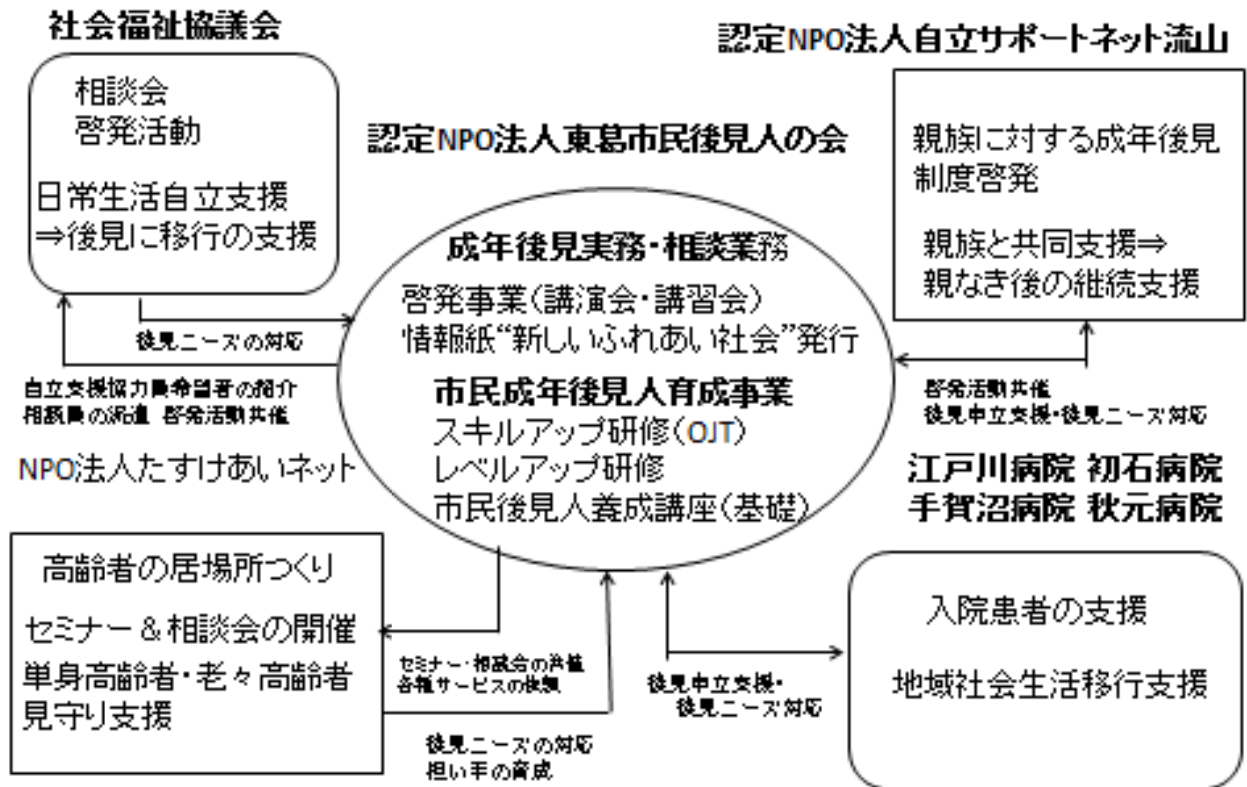
| 疾患名 | 入院者数(人) | 割合(%) |
|---------|---------|-------|
| 統合失調症 | 195,000 | 62.9 |
| 感情障害 | 12,700 | 4.1 |
| てんかん | 7,700 | 2.4 |
| 認知症 | 36,100 | 11.6 |
| アルツハイマー | 8,100 | 2.6 |
| 脳出血その他 | 20,800 | 6.7 |
| その他 | 7,200 | 2.3 |
| 中毒性精神病 | 34,500 | 11.0 |
| 覚醒剤 | 7,700 | 2.4 |
| アルコール | 17,900 | 6.1 |
| 有機溶剤他 | 7,900 | 2.5 |
| その他 | 24,800 | 8.0 |
| 計 | 310,800 | 100.0 |

統合失調症と感情障害は、二大内因性精神疾患と言われます。

アルコールや有機溶剤などの、覚醒剤以外の精神作用物質の慢性的依存者は、精神障害者として位置づけられています。

アルコールによる急性中毒は該当しません。

WAM助成地域連携事業イメージ



参考資料4 共同後見の場合の役割分担に関する確認書

書式2

被保佐人 Eさんに対する保佐事務の 遂行に関する確認書（案）

このたび、被保佐人・Eさん（以下、本人という）の保佐人に就職したT（以下、甲という）および認定 NPO 法人東葛市民後見人の会（以下、乙という）は、本人の保佐事務を円滑に遂行するため、以下の事項について相互に確認します。

1 本人の意思の尊重・身上配慮義務

甲および乙は、本保佐事務を遂行するに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の身上に配慮するものとし、本人の入所する施設関係者など日常生活援助者から本人の生活状況に関する報告を求め、主治医その他医療関係者から本人の心身の状態につき説明を受けるなどにより、本人の生活状況および健康状態の把握に努めます。

2 後見事務担当者の届け出

- (1) 乙は、甲に対し、本人に対する保佐事務体制にかかわる後見実務を担当する後見事務担当者（以下、担当者という）を選任し届け出るものとし、
- (2) 担当者の選任については、乙所定の「任命証書」（様式9）により行ないます。

3 情報の共有

- (1) 甲および乙は、本人の身上監護及び財産管理に関する情報の共有に努め、意思の疎通を図るものとし、
- (2) 乙は、甲に対し、毎月の財産および収支の管理状況並びに身上監護に関する後見活動記録（様式3）を翌月中旬までに報告し、お互いの信頼関係の構築に努めます。
- (3) 毎月の財産および収支管理については、現金預金出納表（入出金別、領収書毎に採番）、月次および年間収支表、銀行預金別の入出金状況写等の管理資料によります。
- (4) 甲は、乙に対し、毎月上旬に甲が管理する預金通帳の入出金状況写を報告します。

4 本人への訪問及び面会

- (1) 乙の担当者は、本人の生活の本拠地ないし関連施設を原則として毎月2回、定期的に訪問して本人と面談し、本人との信頼関係を深めるとともに、本人の生活状況及び心身の健康状態の把握に努めます。
- (2) 乙は、乙が必要と認める場合または本人から要請があった場合に本人を随時訪問し、面談します。
- (3) 甲は、乙の訪問・面談が保佐事務を行うためであって、本人の身の世話を、買い物の手伝い等を行なうためのものでないことを了承します。なお、旅行等に同行する必要がある場合は、甲乙間で協議するものとし、
- (4) 本人を訪問したさいの活動状況等については、乙の定める後見活動記録への記入及びその交換により行ないます。

5 入所施設との協議

本人の処遇など身上監護および財産管理に係る入所施設等との交渉については、甲乙間で協議し決定するものとし、

6 病院等への同行

本人の通院については、必要に応じて乙の担当者も同行するものとし、そのさい、乙は施設関係者との面談および担当医師とのコンファレンス等を通じて、本人の健康状態、治療の方針、状況の把握等に努めるものとし、

7 入所施設主催のイベント等への参加

入所施設主催のイベント等には、可能な限り乙の担当者も参加し、本人との交流に努めます。

8 財産管理

- (1) 本人の銀行預金以外の財産については乙が管理します。管理資料および領収書等についても同様とします。
- (2) 本人の銀行預金については、乙は通常の入出金に関する口座（現在、Y 銀行および T 銀行の 2 口、銀行預金残高合計〇百万円以内）を管理します。
- (3) 甲は、乙が管理する銀行預金以外の将来の資金需要に備えるための大口預金について、別に口座を開設して管理します（当初残高〇百万円とします）。
- (4) 本人の小口需要資金に対応するため、乙の手元に小口現金（残高△万円以内）を置き、甲に対し、毎月の管理状況を翌月中旬までに報告します。
- (5) △万円を超える物品の購入、用役の提供契約等については、本人、甲および乙が相談の上決定します。

9 緊急時の連絡体制

甲および乙は、緊急事態の発生に備えて関連諸機関・施設等を含んだ連絡体制を常備します。

10 保佐監督人に対する報告

本保佐事務報告に関する保佐監督人との連絡・報告事務等については、甲の協力の協力得て乙が主に担当するものとします。

11 その他

乙は、可及的速やかに本人および甲との意思の疎通を図り、信頼関係の構築に努めるものとします。同時に、甲が本人の居住する施設から離れた地域で多忙な医師としての職業に従事していることに十分配慮し、甲の保佐事務の負担軽減に協力するものとします。

12 協議事項

本確認書に記載のない保佐事務に関する事項が発生した場合には、甲乙間で協議するものとします。

以上の事項を確認したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙が署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

平成 27 年 ○月 ○日

甲 E さん の保佐人
千葉県〇〇市

乙 E さん の保佐人
千葉県我孫子市湖北台 6 丁目 5 番 10 号
認定 NPO 法人東葛市民後見人の会
理事長 星野 征朗

